

# アメリカのアジア回帰と南シナ海紛争の新局面

## 問題の所在

ヒラリー・クリントン国務長官は、二〇一〇年一月十二日のホルル演説で、アメリカの外交政策のアジアへの回帰を明言した<sup>1)</sup>。その中で、クリントン長官は、アジア太平洋との関係を再活性化させると述べ、中国のような台頭する大国と、日本のような伝統的な大国、インドネシアのような影響力を増しつつある東南アジア諸国がある中で、効果的な協力を進め、信頼を築き、摩擦と競合を減らすための制度構築が求め

られていると述べた。そして、二〇一一年にアメリカが主催するアジア太平洋経済協力会議（APEC）だけでなく、従来アメリカ政府が軽視してきた、ASEAN地域フォーラム（ARF）や東アジア首脳会議（EAS）などの東南アジア諸国連合（ASEAN）の主催する会議外交の重要性にも触れた。

クリントン長官は演説の中で、具体的に名を挙げて説明はしなかったが、これは中

## profile

さとう・こういち  
桜美林大学リベラルアーツ学群教授。1960年東京都生まれ。1996年東京都立大学大学院博士課程単位取得退学。早稲田大学博士（学術）。日本国際問題研究所研究員、東南アジア研究所（ISEAS）客員研究員などを経て、2003年桜美林大学国際学部教授。2007年、学部改組により現職。海上自衛隊幹部学校・防衛研究所講師、海上保安庁政策アドバイザーを兼任。主著に『ASEANレジーム』、『「中国脅威論」とASEAN諸国』（近刊）など。



国がASEAN諸国の一部との間で抱えている南シナ海紛争のような「摩擦と競合」の解決に、アメリカがARFやEASなどの会議外交の場を使って介入する可能性を示唆したものだといえる。本稿においては、まず、この南シナ海紛争の基本的性格を示し、中国は何故その領有に拘るのかを説明した上で、アメリカの介入で起こった、南シナ海をめぐる米中の対峙とASEANの対応の分析を行い、合わせて、今後の展望を考えるとしたい。

## 南シナ海紛争の基本的性格

南シナ海には、後述するように、その量について議論があるものの、漁業資源と石油・天然ガスなどの鉱物資源が存在する。

この海域には、プラタス諸島（中国名・東沙群島）、パラセル諸島（中国名・西沙群島）、マックレスフィールド岩礁群（中国名・中沙群島）、スプラトリー諸島（中国名・南沙群島）の四諸島がある。図1に示したように、中国はこの四諸島（南海諸島）の周辺に破線のU字線を引き、その内側の全ての島礁（maritime features）と海域の「歴史的権利」を主張している。<sup>3</sup>

実際には、プラタス諸島は台湾が占拠しており、パラセル諸島は中越が主権を争っているが、中国が占拠している。<sup>4</sup> マックレスフィールド岩礁群は、中比が領有を争っている、スカーボロ環礁（中国名・黃石島<sup>5</sup>）を除いて、全てが暗礁のため、現在は占拠している国はない。問題が複雑なのが、周辺海域八十万平方キ、島礁数二百三十（海洋法上の島は二十五、そのうち〇・五平方キ以上の広さの島は七つのみ）ともいわれ

るスプラトリー諸島である。<sup>6</sup> 図2に示したように、スプラトリー諸島については、中国、台湾、ベトナムが全ての島礁と海域の領有を主張しており、マレーシア、フィリピン、ブルネイが一部の領有を主張しており、ブルネイを除く全係争当事者がいくつかの島礁を占拠して、トーチカや滑走路などの軍事施設を構築して睨み合っている。

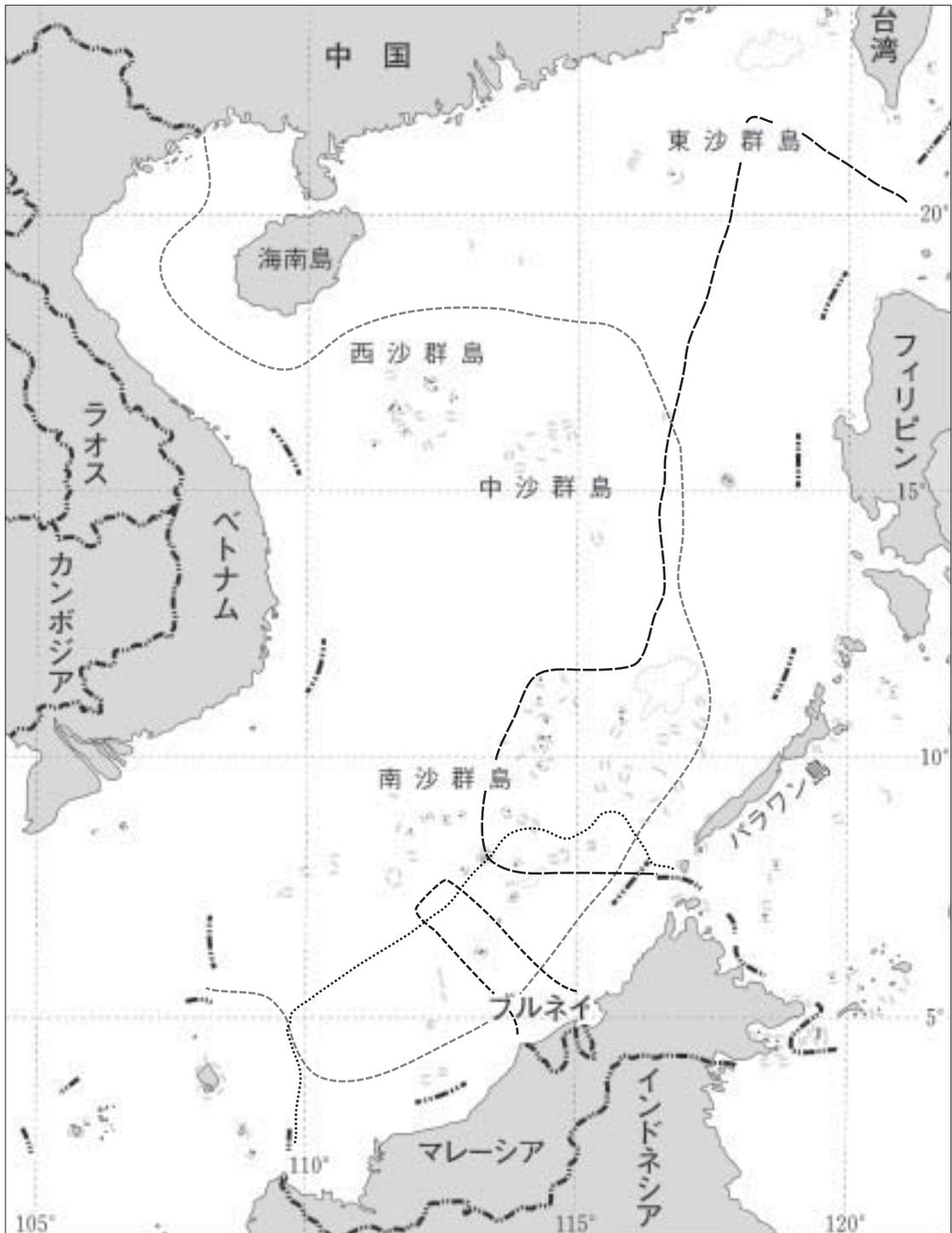
中国の「歴史的権利」に基づく主権の主張には、かなり強硬なものがあるが、その動機には資源の問題と安全保障上の問題が絡んでいると考えられる。まず、資源の問題について、中国は、現在は収束に向かっていているとはいえ、かつてレスター・ブラウンが提起した通り、人口増の問題があるし、その経済も発展している。したがって、それらに伴う、食糧、タンパク資源、エネルギー資源の需要増に直面している。この内、後の二者の需要が、南シナ海紛争における中国の広大な海域の領有主張につながっているのである。

具体的に資源の需給関係はどうなってい

るか。最初にタンパク資源であるが、上記の人口増加から、タンパク資源の需要も伸びていることは明らかであるが、食糧需要増をまかなうためには、家畜飼料のための畑をそう増やせないから、家畜に代わるタンパク資源を海に求めることになる。問題はその供給であるが、二〇〇〇年代に入ってから中国の海洋漁獲量の統計を表1に示した。これを見ると顕著なことは、中国全体でも、南シナ海でも、漁獲量は伸びておらず、二〇〇六年を境に養殖量に逆転されていることである。魚の繁殖能力一杯まで取っていることがわかるが、これについて専門家の間では、さらに気になる指摘がある。それは、二〇〇〇年代に入って、南シナ海を含む西太平洋海域では、漁獲量はそれほど減少していないが、それは漁業資源が減っていないからではなく、漁船が操業海域を拡大しているからだと推測される。<sup>7</sup>

つまり、外洋（中国側から見ればU字線の内側で主権の範囲内）の、ASEAN側の主張する大陸棚や排他的経済水域、一部領海まで、中国漁船が出てきて「密漁」をしているのは、中国近海で乱獲により、魚

図1 中国の南シナ海の地図とそれに示されたU字線および各国が主張する排他的経済水域の概要



出所：佐藤考一「中国と『辺疆』：海洋国境」北海道大学スラブ研究センター『境界研究』2010年，No.1，p.23（原典：『海南省全図』新華書店，1988年発行），および『艦船知識』2011年8月号，p.17。

図2 南シナ海紛争の係争当事国・地域の島礁の占拠状況（1996年当時）



出所：佐藤考一「中国と『辺疆』：海洋国境」北海道大学スラブ研究センター『境界研究』2010年，No.1, p.21（原典：Victor Prescott, *The South China Sea: Limits of National Claims*, Maritime Institute of Malaysia [MIMA], 1996, p.55）.

表1 南シナ海における中国の漁獲量の推移（単位：百万トン）

年	南シナ海の漁獲量	中国全体の海洋漁獲量	中国全体の海洋養殖量
1999	3.34	14.97	9.74
2000	3.40	14.77	10.61
2001	3.38	14.40	11.31
2002	3.38	14.33	12.12
2003	3.56	14.32	12.53
2004	3.50	14.51	13.16
2005	3.64	14.53	13.84
2006	3.82	14.42	14.45
2007	3.21	11.36	13.07
2008	3.25	11.49	13.40
2009	3.26	11.78	14.05
2010	3.29	12.03	14.82

出所：中国農業部『中国漁業年鑑』2000－2011年版，中国農業出版社，北京。

表2 中国海洋石油総会社の海洋石油・天然ガスの生産量

(単位：百万barrel)

年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
BOE (mb)	126.5	130.2	140.0	154.8	167.0	171.3	194.9	227.7	328.8	331.8
Oil (mb)	109.0	111.9	116.9	—	—	—	—	186.0	263.4	258.5
Gas (bcf)	99.5	106.2	133.3	—	—	—	—	238.5	379.6	427.8

注：BOE: barrels of oil equivalent, mb: million barrels, bcf: billion cubic feet.

出所：中国海洋石油総会社ホームページ〈<http://www.cnooltd.com>〉10 July 2012 accessed.

が取れなくなった分の漁獲量を補うためである可能性が高いということである。<sup>8</sup> ちなみに、中国近海で魚が取れなくなっているのは、乱獲だけでなく、工業化の進展による工場の排水や生活排水の増加で陸上河川からの汚水が海に流れ込んで、海洋汚染が深刻化していることとも関係があると考えられる。

中国国家海洋局は、二〇〇一年から二〇〇七年にかけて南シナ海海域の汚染状況が深刻化していること、特に珠江の河口付近が酷いことを報告している。<sup>9</sup> 具体的には、沿岸海域の一部が、カドミウム、銅、石油類、ヒ素、DDT、ポリ塩化ビフェニール(PCB)等て汚染されており、赤潮が中国全体で八十二回、南シナ海では十回発生している。日本で、一九五〇〜七〇年代に厳しく糾弾された公害が中国では現在進行形で存在しており、その結果、漁業資源を確保するために広い外洋の主権を主張しているというわけである。

次に、エネルギー資源であるが、中国の石油消費量は二〇〇二年には十八億二千五百万barrelで当時の日本とほぼ同等だったが、二〇一一年公表の統計では約三十三億barrelで、二倍弱に膨らんでいる。<sup>10</sup> 供給の方であるが、二〇〇〇年代に入ってから中国海洋石油総会社がホームページで公開している石油・天然ガス生産量を表2に示した。中国海洋石油総会社は、これらの生産量の、渤海、東シナ海、南シナ海、の三海域毎の詳細を示していないが、専門家によれば、現在、中国の海洋石油生産の三分の二は渤海で、三分の一は南シナ海で行われており、東シナ海は〇・〇一％に過ぎないという。<sup>11</sup> 既述のように、中国の石油消費量は二〇一一年統計で約三十三億barrelであるから、海洋石油の生産量は天然ガスを合わせても一〇％程

度で大したことはない。南シナ海は、その三分の一だとすると、三％強に過ぎないことになる。エネルギー資源の需要が拡大しており、少しでも石油を確保したいのは分かるが、これでは南シナ海にはあまり期待できないのではないか。

この疑問への答えは二つある。まず、中国の南シナ海全体の石油・天然ガスの埋蔵予測量が非常に大きいことである。二〇〇五年に、中国国土資源部の関係者は埋蔵原油量を一千六百八十〜二千二百億barrelと見積もったという。<sup>12</sup> 天然ガスの埋蔵量については、二〇〇二年にアメリカで出版された文献は、中国側が二千兆立方barrelと見積もっていると記述している。<sup>13</sup>

次に、これまで中国は、技術的な問題からスプラトリー諸島周辺海域などの南シナ海の中心部の深海域での探査には成功しておらず、探査に成功しているのは、同じ南シナ海でも、全て珠江デルタ沖かホンハ(紅河)沖のトンキン湾の中国側海域の堆積盆であった。<sup>14</sup> だが、『人民日報』は、二〇一二年五月八日の一面で、中国海洋石油総会社は水深三千barrelまで掘削可能な技術を獲得したとし、五月九日から南シナ海での掘削を開始すると発表したのである。<sup>15</sup> スプ

ラトリー諸島周辺海域で、石油や天然ガスが出るかどうかは、掘ってみなければわからない。だが、国内のエネルギー需要が増大しており、可能性がある以上、他国には譲れない、ということになる。

最後に、安全保障上の問題であるが、これについては若干歴史を遡らなければならぬ。一九四九年の中華人民共和国成立後、中国は当初、自由主義のアメリカや日本を敵視し、「向ソ一辺倒」の政策を取った。

中国共産党の指導者は、国民党が遷都した台湾の回収を唱え、ソ連の核兵器に依存しその技術を得て、台湾を支持するアメリカの核兵器と対抗しようとしたが、一九五四年にソ連から核開発に反対され、中ソ対立が高まると、自力で核開発を急いだ。一九六四年に最初の核実験に成功するが、一九六七年からは核弾頭を搭載する潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)と、SLBMを搭載して海中に潜ませて、核の第二撃力を保持するための原子力弾道ミサイル潜水艦(戦略潜水艦)の開発を行ってきた。

その後、中国は一九七二年にアメリカ、日本と和解し、ソ連を「主要敵」と認識し、戦略潜水艦の開発を進めた。SLBM発射試験用のブラットホームとなる「ゴルフ」

級潜水艦(通常動力)からの、JL-1(巨浪1) SLBMの発射試験は、一九八二年と一九八八年に実施され、水中からの発射に成功したが、その射程は二千五百五十キロに過ぎない<sup>18)</sup>。中国は一九八九年五月にソ連と和解したが、同年六月の天安門事件でアメリカを含む西側との関係が一時悪化した。そして、一九九一年にソ連が崩壊すると、今日に至るまで、「台湾統一をめぐるアメリカとの対立」を前提に、経済発展で増加する国防費をつぎ込んで、核兵器を含む自国兵器の開発と非脆弱化、および外国製兵器の購入に努力しており、その中に核の第二撃力の伸長も含まれているのである。

中国は射程の短いJL-1の後継ミサイルとして、射程八千キロのJL-2(巨浪2) SLBMと、それを搭載する予定の新型の「晋」級戦略潜水艦二隻を開発したが、JL-2は二〇〇三年から二〇〇八年にかけて実施された「ゴルフ」級潜水艦からの五回の発射試験の内、水中発射試験には失敗したと伝えられていた<sup>20)</sup>。それが、二〇一二

年八月十六日に、渤海湾でJL-2の試射に成功したとの報道がある。これが水中発射試験によるものなら、人民解放軍は中国の近海からアメリカの西海岸を射程に収めることが出来るようになったということになる。また、二〇〇八年四月に西側メディアが明らかにしたところでは、中国海軍は海南島の三亜に、アメリカが偵察衛星を使っても出港を探知することができない、潜水艦が潜没したままでも出入港できる洞窟内の地下基地を建設したといわれている<sup>22)</sup>。

こうした中国海軍のSLBM開発への執着を見て、西側の軍人の中には「中国はアメリカの封じ込めに対抗するために、①自国の潜水艦の南シナ海での航行の自由を維持し、外国海軍の干渉を排除し(核の第二撃力を維持するために戦略潜水艦を潜ませる目的で) ②台湾を回収し、公海への航行の自由を得る、③まずハワイからだが、アメリカ沿岸の近くへ戦略潜水艦を前進させ、ミサイルの射程を得る」という三段階の計画を持っている<sup>23)</sup>とし、「台湾は、(南シナ海と東シナ海という)二つの中国の海を留めるボルトであり、どんなことがあっても統一する。第二次世界大戦中、ムッソリーニが地中海を『われわれの海』(mare nostra)にしようとしたのと同じように、中国は南シナ海を自分たちの海にしようとしている」との分析が出ている<sup>24)</sup>。アメリカとの対峙の際の抑止力(第

二撃力)となる、戦略潜水艦の軍事行動のために、南シナ海の主権は譲れないわけである。<sup>25</sup>これに関連して、二〇〇一年四月の海南島へのアメリカ海軍のEP-3偵察機の緊急着陸事件や、二〇〇九年三月のこれも海南島沖でのアメリカ海軍の音響測定

## アメリカのアジア回帰と南シナ海紛争の新局面

では、中国にとって譲れない資源と安全保障上の必要がある南シナ海について、中国とアジア回帰したアメリカ、そしてASEAN諸国は、近年どのように対応してきたのだろうか。二〇一〇年の「核心的利益」論と、ASEANと中国が合意した「南シナ海の係争当事者間の行動宣言(DOC)」の実施のためのガイドラインの策定をめぐる議論、そして海の現場での示威行動などの南シナ海紛争の新局面について順に見て行く。

米中の「核心的利益」をめぐる議論の発端は、二〇一〇年三月のジェフリー・ペーダー国家安全保障会議アジア上級部長とジェームズ・スタインバーグ国務副長官の訪中時に、中国側高官が「われわれは南シナ海へ

艦「インペッカブル」への妨害事件などは、第二撃力の保持のために南シナ海での戦略潜水艦の情報収集を許さない中国の強い意志を示すものである。中国の対米脅威感、それだけ強いのである。

の如何なる介入も許さない。南シナ海は、今や(台湾やチベットと同じ、争うことのできない)中国の主権における核心的利益になった」と述べたことであった(中国側面談者は、戴秉国国務委員「外交担当」と崔天凱外交部副部長だったが、どちらの発言かは不明)。<sup>26</sup>中国側は、この不用意な発言を同年五月の米中戦略経済対話の際にも繰り返した。この時は、戴秉国国務委員が「われわれは、南シナ海を核心的利益だと見ている」とクリントン長官に言明し、クリントン長官は、南シナ海を要求し統制しようとする中国の主張が、国際法、航行の自由、海上安全保障、諸隣国の主権主張などを損なうことから、直ちに「同意できない」と論駁している。<sup>27</sup>

この年、両国は七月のハノイでのARFでもう一度この問題について議論したが、クリントン長官は中国側の楊潔篪外交部長に対し、南シナ海の平和と安定への懸念を示し、「航行の自由と、アジア諸国への開かれたアクセス、そして国際法の尊重は、合衆国の国益である」と述べ、DOCを支持し、それに沿ったイニシアティブと信頼醸成を導く、支援を提供すると、より踏み込んだ発言をした。<sup>28</sup>この時、二十七のARF参加国・地域の内、アメリカと、インドネシアとASEAN側のスプラトリー諸島の領有権主張国全てを含む、十二カ国がこの問題を提起したため、楊外交部長は窮地に追い込まれ、一時間ほど会議を中座した。そして後に、楊外交部長は「南シナ海について、多くの国が情勢は平和的であると見ている。私が会談したASEAN側や他の諸国の代表は皆、現在地区の平和安定への何の脅威もないといっている。南シナ海問題は中国とASEANの問題でもない。中国とASEANの一部の国の問題である南シナ海問題については、友好的な協議を通じて平和的解決をするという共通の認識がある。航行の自由の問題もない。問題の国際化は解決の難度を上げるだけである」

などと、「南シナ海問題の歪曲論」に論駁するコメントを出した。<sup>30</sup>だが、このARF会合での論戦は、明らかに中国にとって外交的な敗北であった。中国外交部は、この後、ASEANの会議外交の場では核心的利益への言及を控えるようになる。

次に、南シナ海の係争当事者間の行動宣言(DOC)をめぐる議論であるが、既述のように二〇〇二年にASEAN中国首脳会議は南シナ海紛争の平和的解決と武力不行使を定めたDOCに合意した。<sup>31</sup>DOCは一九九九年四月のASEAN中国高級事務レベル会合(SOM)でより拘束力の強い行動規範(COC)として提起された提案であるが、中国側が難色を示したため、強制力のない「宣言」にトーンダウンさせられた。そのため、ASEAN側の係争当事国は将来的にこれをCOCに格上げして強制力を持たせること、そして最終的には平和的解決を導くことを希望しており、DOCはその第六項、第七項で、平和的解決までの間に軍事的信頼醸成措置や、海洋環境保護、海洋科学研究、航行の安全と海上でのコミュニケーション、搜索救難、海賊等の越境性犯罪との闘いなどの活動を探求し得るとしている。

ASEAN側はこれらの実施を求めて、DOCの実施のためのガイドラインの策定の交渉を中国と続けてきたが、中国側の抵抗でなかなか成果はあがらなかった。<sup>33</sup>二〇一〇年のアメリカの南シナ海紛争への介入の追い風を受けて、二〇一一年七月のバリ島でのASEAN中国外相会議は、やっと「南シナ海の係争当事者間の行動宣言の実施ガイドライン」の策定に漕ぎ着けた。<sup>34</sup>だが、その内容は、DOC内の規定にしたがって協議は段階的に進める、初期の活動は信頼醸成である、諸活動の具体的手段の実施は全会一致による、DOCの下での諸活動とプロジェクトはASEAN中国外相会議に毎年報告される等、わずか七項目で、中国の抵抗があつた場合、活動の実施が難しいものであつた。それでも、クリントン長官はガイドラインの策定を歓迎し、この年のARFでは「南シナ海の係争当事国の領有主張は海洋法に基づいたものであるべきだ。中国と比越の船艇の摩擦(後述)は航行の自由を覆している」と批判したが、中国の楊外交部長は「航行の自由は保証されている。もし、その保証がなければ、アジアの経済が急速に発展しているのをどう説明するのか」と反論した。<sup>35</sup>

二〇一〇年より、中国側がASEANの会議外交の場で巻き返した印象であつたが、二〇一二年になると、団結力の弱いASEANの弱点を利用した中国の巻き返しは顕著となる。中国は、ASEAN中国外相会議の場での直接の抵抗だけでなく、この年の会議外交の主催国・議長国であるカンボジアとの密接な経済関係を背景に、ASEAN外相会議(AMM)やARFの議事進行に介入したと見られるのである。<sup>36</sup>具体的には、この年のAMMでASEAN諸国の外相たちは、南シナ海における武力衝突を防ぐためのCOCのASEAN側原案にほぼ同意していたと見られるのに、最終的にAMMの議長を務めたカンボジアのハオ・ナムホン外相に拒否され、さらに共同声明も出せなかつたのである。<sup>37</sup>

ASEANは一九九六年に加盟国(ミャンマー)の利害を守るため、ARFで議長が議題を制限して、西側先進諸国が攻撃しそうな人権問題を議題から外したことはあるが、<sup>38</sup>AMMで共同声明が出せなかつた前例はない。加盟国の拡大によって、ASEAN域内の利害の多様化が進んで、団結が保てなくなってきた証拠であるが、これは四月以降のスカーパー環礁での中比の漁業

をめぐる紛争と、六月に中国が発表したベトナムの排他的経済水域での石油探査の認可をめぐる中越の紛争について、比越がA MMの共同声明での言及を主張し、カンボジアと対立したことが背景にある。<sup>39)</sup>

クリントン長官はARFで、「南シナ海の全係争当事国は、領域・海洋上の領有権の主張を、国際法に従い明確にし、追及すべきである。仲裁手続きや他の国際司法メカニズムを含む、あらゆる外交的解決の方法を探索することを奨励する。COCは、国際法に基づく法的拘束力のある規範となるべきだ。漁民間の問題に（中国によるフィリピンのバナナ輸入制限等の）経済的強制をリンクさせるべきでない」と述べ、楊外交部長の「南沙群島およびその周辺海域に対する中国の主権には、十分な歴史的及び法的根拠が存在する。中国は、国連海洋法条約の締約国であり、その原則的主旨の擁護を重視する。重要なことは、各方面がDOCの精神に適切に基づいて自己抑制を維持し、紛争の拡大、複雑化および平和と安定に影響する行動を取らないことである。各方面が相互信頼の増進、協力を促進することを多く行い、COC制定のための必要条件を作り出すよう望む」という主張と

対立した。<sup>40)</sup>

AMMからARFまでの一連の会議外交が終わった後、共同声明が出せなかったAMMに失望したインドネシアのスシロ・バンバン・ユドヨノ大統領は、マルティ・ナタレガワ外相に命じて、七月十八日から比、越、カンボジアを意見調整のために訪問させ、他国の外相たちとは電話で協議させて、南シナ海問題についてのASEANの統一の見解を確認させた。<sup>41)</sup>これは、さすがのハオ・ナムホン外相も受け入れ、七月二十日に、DOCの完全な実施、COCの早期策定、自制と武力不行使の継続的实施など六項目を定めた「南シナ海に関するASEANの六原則についてのASEAN外相たちの声明」を公表して、ASEANは辛うじて体面を保った。<sup>42)</sup>その後、中国政府は七月二十四日にスプラトリー、パラセル、マツクレスフィールド岩礁群を合わせた三沙市を発足させるなどしたが、八月九日から十三日まで楊外交部長が、インドネシア、ブルネイ、マレーシアを訪問し、南シナ海紛争についての協力を強調し、COCの策定に向け、「合意に基づいた上で」ASEAN側と協力する意向を表明し、外交の場での議論はようやく収束へ向かいつつある。<sup>43)</sup>

最後に、海洋での示威活動であるが、二〇一〇年に南シナ海で実施された中国海軍の大きな演習は、四月、七月、十一月の三回で、四月・七月の演習は北海・東海・南海の三艦隊で構成した「連合艦隊」によるもので、十数隻の艦艇が参加し、陸上からの攻撃への対処や対潜水艦戦を想定した演習であった。<sup>44)</sup>十一月の演習は、もっと刺激的であった。海軍艦艇百隻以上、陸戦隊（海兵隊）、潜水艦、航空機を動員し、広東省の湛江から海南島にかけての海域で実施された、「蛟竜二〇一〇」演習は、外国に支配されている南シナ海の島に、一千八百名の陸戦隊員が上陸するシナリオで、七十五カ国の駐在武官にも公開された。中国の軍事専門家は、「演習は最近の某国の介入への対抗として実施された。今こそパワーポリティックスによる介入に反対する時である」と述べている。<sup>45)</sup>

人民解放軍以外では、中国の諸海上保安機関の活動がある。中国農業部中国漁政総隊の漁業監視船は、これまでも、パラセル、プラタス、トンキン湾等で外国漁船の取り締まりや外国の海上保安機関からの自国漁船の保護を実施してきたが、<sup>47)</sup>近年は中国国土資源部国家海洋局の海監総隊の活動も目

立っている。両者の二〇一〇年の活動事例を挙げると、四月には、中国国土資源部国家海洋局の海監83号が、マレーシアが領有を主張するジェームズ暗礁に領土標識を投下しマレーシアのナジブ・ラザク首相を激怒させたし、漁政総隊の漁業監視船漁政311はマレーシアの排他的経済水域に侵入して、マレーシア海軍の駆逐艦と十七時間にわたって対峙した。<sup>48</sup> さらに、この年五月から六月にかけて、「漁政311」は、ナトゥナ諸島周辺海域で、不法操業して拿捕された中国漁船をインドネシア海軍艦艇から奪い返す事件も起こしている。<sup>49</sup>

このため、アメリカは、二〇一一年から、毎年二月の多国間三軍統合演習のコブラ・ゴールドを、日・タイ・米・シンガポール・インドネシア・韓国だけでなく、初参加のマレーシアを加えて実施し、さらに同年七月九日にはブルネイ沖の、スプラトリー諸島の目と鼻の先の南シナ海で、日米豪の三カ国合同海軍訓練を初めて実施し、中国海軍の軍事行動を牽制する動きを見せた。<sup>50</sup> 中国は、強大な海軍力を保有するアメリカに、現在の時点で対抗できるわけではない。このため、二〇一一年以降は、南シナ海での海軍の演習を控えるようになった。

代わって、南シナ海で比越を相手に活発になるのが、既述の中国の海上保安機関の活動である。二〇一一年三月には、中国の海上保安機関（所属不明）が、スプラトリー諸島のリードバンク周辺海域でフィリピンの石油探査船の探査を妨害した。<sup>51</sup> 同年五月末と六月初めには、ベトナムの排他的経済水域で、ベトナム側の石油探査船のケーブルを、海監（五月末）と漁政総隊に支援された中国漁船（六月初め）が切って、石油探査を妨害した。<sup>52</sup> こうした中国側の動きに、ベトナム社会科学院の中国専門家は、「五、

二〇一二年中に退任するといわれている、クリントン国務長官は、九月初旬、ウラジオストクで開催されるAPEC首脳会議への途上、ジャカルタと北京に立ち寄り、ASEANの指導的立場にあるインドネシアと中国に対してもう一度、COCの策定に向けた努力を促した。<sup>53</sup> インドネシア政府は、彼女を歓迎したが、クリントン長官同様、二〇一二年中に開催される党大会での退任を控えている中国の胡錦濤政権ははっきり

六月の排他的経済水域でのケーブル切断事件は、表向きは軍の船でないといっている。だが、軍艦、武器を海軍からもらい受けている。外交便法だ」と非難している。<sup>54</sup> 中国側の海上保安機関の活動は二〇一二年に入ってから続き、二月末にはベトナム政府がパラセル諸島周辺海域での中国側海上保安機関のベトナム漁船への攻撃に抗議し、四月以降はスカーパー環礁で、中比の漁船や海上保安機関の艦艇同士が対峙する状況となった。<sup>55</sup>

## 今後の展望

した態度を示さなかった。このまま、十一月のASEAN中国首脳会議でも交渉の進展がないとすると、当面、会議外交の場では平和的紛争解決と武力不行使を確認しながら、南シナ海の現場では中国の海上保安機関が跳梁跋扈する、という現在の状況が続くことになるだろう。強大な中国を相手に、団結力の乏しいASEANには紛争解決の決め手はない。

ASEAN側では、フィリピンのある政

治家のように、こうした状況を見て自国を、

「中国という竜の顔の前の蚊のようなものだ」と自嘲気味にいう人まで現れている。<sup>66</sup>

だが、全く希望がないわけでもない。ベトナムや中国等、いくつかの国の研究機関が主催している、複数の南シナ海紛争ワークショップでは、紛争当事国・地域（台湾を指す）と、域外の諸大国から官僚・軍人・学者を集めて、彼らが個人の資格で自由に討論する慣行、いわゆる第二軌道アプローチが盛んになりつつある。ベトナム外交学院の関係者によれば、二〇一一年には十一ものワークショップが開催されたという。<sup>67</sup>

二〇一一年十一月に、ハノイで行われたベトナム主催の第三回南シナ海紛争国際ワークショップでは、参加者の間から、カンボジア紛争の解決のために用いられた、紛争当事者たちのための序列をつけないカクテル・パーティー方式の協議や、紛争当事国間での漁業資源保護のための禁漁区のネットワーク化、海洋環境保護、海洋科学調査、国際法の適用に関する共通の認識の探求等、さまざまな協力のための提言がなされた。<sup>68</sup>これらは、DOCの第六項、第七項で謳われた、南シナ海紛争の平和的解決までの間に実施し得る、諸プロジェクトに当た

るものである。

もちろん、これらの実施が合意されるまでには、かなりの時間が必要だろう。中国はDOCの実施のためのガイドラインの策定に抵抗したように、時間を味方につけて、協議を引き延ばし無力化しようとするかも知れない。あるいは、多国間での協力は無理で、中国とASEAN側の個々の係争当事国が二国間で合意するようになるかもしれない。<sup>69</sup>ASEANの団結力の回復に尽力しているインドネシアと、来年から事務総長を務めるベトナムのレ・ルオン・ミン副外相<sup>69</sup>、そしてこれからASEANの会議外交の主催国となるブルネイ、ミャンマーの手腕が問われるところである。

最後にもう一つ、南シナ海紛争の解決に関係があるものとして、第三節で述べたような、中国の対米脅威感の緩和が出来るかどうかがある。中国の説得のためにも、アメリカはいまだに批准していない、国連海洋法条約を批准する必要がある<sup>69</sup>。だが、両者の対立の根本に共産党の一党独裁と民主主義の対立があるのだとすれば、信頼醸成と中国の脅威感の払拭はASEANと中国の南シナ海における対立以上に容易なことではない。中国は、南シナ海を「核心的利

益」とする主張に拘り続けるだろう。

## ●注

1 Hillary Rodham Clinton, *Remarks on Regional Architecture in Asia: Principles and Priorities* (<http://www.state.gov/secretary/rm/2010/01/135090.htm>), 8 August 2012 accessed.

2 ASEANの会議外交には、ASEAN Way と呼ばれる一種の会議ルール（会議外交の特徴）がある。筆者はこれを、①全会一致の政策決定、②紛争当事者間の対話の維持と継続の重視、③集団交渉、④必要に応じた国際会議の増設、⑤国際会議の主催権・議長権の把握、⑥閣僚級リトリートを含めた非公式協議の実施——の六点到整理している。佐藤考一『「中国脅威論」とASEAN諸国——安全保障・経済をめぐる会議外交の展開——』早稲田大学大学院アジア太平洋研究科（博士論文）、二〇〇九年。

3 *Far Eastern Economic Review*, 23 February 1995, pp.14-16. 島礁は maritime features の筆者仮訳。国際法上の島、岩から低潮高地、暗礁、砂州まで全てを含む。

4 浦野起央『南海諸島国際紛争史』刀水書房、一九九七年、一千六百四頁、一千五百二十二頁。

5 スカーボロ環礁は、五つの岩が高潮時も三メートルに露出しているが、他は低潮高地である。

6 *Philippine Daily Inquirer*（電子版）、26 April 2012.

7 Ji Guoxing, *The Spratly Disputes for Settlement*, Institute of Strategic and International Studies (ISIS) Malaysia, 1992, p.1.

8 Wang Kuan-Hsiung, *Resolution to Fishery Disputes in the South China Sea through Regional Cooperation and Management*, *The Third International Workshop-The South China Sea*:

- Cooperation for Regional Security and Development, Conference Paper, Hanoi, 4-5 November 2011, pp.1-18.
- 8 *Philippine Daily Inquirer* (電子版), 4 December 2011. 『朝日新聞』二〇一二年一月十四日。
- 9 国家海洋局海洋发展战略研究所課題組『中国海洋発展報告二〇〇八』海軍出版社、二〇〇九年、二一〇頁から二二〇頁。
- 10 「中国の原油供給の現状と急増する消費量に対応し原油供給ルートを整備する中国」『石油エネルギー技術センター』〈[http://www.pecj.or.jp/japanese/minireport/pdf/H21\\_2011/2011-017.pdf](http://www.pecj.or.jp/japanese/minireport/pdf/H21_2011/2011-017.pdf)〉 3 May 2012 accessed, 石井彰・藤和彦『世界を動かす石油戦略』ちくま新書、二〇〇三年、百二十九頁から筆者算出。なお、二〇〇二年の時点で、中国の石油消費量は一九九〇年の二・五倍だったとされるので、二〇一一年までの二十一年間で考えると消費量は四・五倍に膨れ上がっていることになる。
- 11 段烽軍『中国の海洋開発戦略——経済社会の持続可能性を求めて』日本国外務省『外交』第十三巻、二〇一二年五月号、八二—八十三頁。
- 12 Leszek Buszynski & Iskandar Szazlan, Maritime Claims and Energy Cooperation in the South China Sea, *Contemporary Southeast Asia*, Vol.29, No.1 [April 2007], p.156. それに対して、アメリカでは一九九三年から一九九四年にかけての調査で、南シナ海の埋蔵原油量を二百八十億トンと見積もっており、二〇〇三年の他のデータでは確認埋蔵量は七十億トンに過ぎなかったとされる。 Erik Krel, Energy Issues in the South China Sea Region, John C.Baker, et. al., *Cooperative Monitoring in the South China Sea: Satellite Imagery: Confidence Building Measures, and the Spratly Islands Disputes*, Westport, Prager, 2002, p.42. Leszek Buszynski & Iskandar Szazlan, op.cit., p.156. 中国の見積もりの二一%から三二%程度で、両者のデータには大きな開きがある。
- 13 Erik Krel, op.cit., p.43.
- 14 Key Operating Areas 〈<http://www.cnoodd.com/en/ocnoodd/AboutUs/zygzq/OffshoreChina/default.shtml>〉 11 March 2012 accessed. 『艦船知識』二〇一一年八月号、二一頁、二〇〇九年九月十二日の 베트남 外交学院関係者からの筆者のヒアリングによる。
- 15 『人民日報』二〇一二年五月八日。
- 16 毛里和子『中国との連』岩波新書、一九八九年、東京。
- 17 渡辺誠毅『中国核実験が物語る事実』『国際問題』一九六四年十一月号、六一—七三頁。 John Wilson Lewis & Xue Litai, *China's Strategic Seapower*, Stanford University Press, 1994, pp.64-73.
- 18 John Wilson Lewis & Xue Litai, picture 34, p.171, p.204, 劉華清『劉華清回憶錄』解放軍出版社、二〇〇五年、四百七十四—四百七十七頁、茅原郁生編『中国軍事用語事典』蒼蒼社、二〇〇六年、四十四頁。
- 19 平松茂雄『軍事大国化する中国の脅威』時事通信社、一九九五年、九十三頁、『人民網』(電子版)二〇〇七年三月八日、『朝日新聞』二〇一二年三月五日、ディフェンス・リサーチ・センター『国際軍事データ』二〇〇八—二〇〇九『朝雲出版社、二〇〇八年、七十六頁。
- 20 John Wilson Lewis & Xue Litai, op.cit., pp.23-6, 237, 『星洲日報』(電子版)二〇一〇年一月二十五日、茅原前掲書、四十四頁、『世界の海軍』二〇一一年、二〇一—二〇二頁、海人社、二〇一一年、二十八頁。「晋」級は、あと四隻建造される予定である。
- 21 'Ready to Launch' 〈<http://freebeacon.com/ready-to-launch/print/>〉 30 August 2012 accessed.
- 22 『産経新聞』二〇一二年八月三十日、『読売新聞』二〇一二年九月三日。ここに挙げた日系二紙の報道によると、中国は射程一万四千里の大陸間弾道弾(ICBM)の「東風41」の試射にも成功したとされる。
- 23 Secret Sanya-China's new nuclear naval base revealed, Jane's Defense & Security Intelligence & Analysis 〈<http://www.janes.com/products/janes/defence-security-report.aspx?id=1065927913>〉 12 March 2012 accessed.
- 24 「戦略潜水艦を前進させる」のは、北京からアメリカの東海岸のワシントンまでが一萬二千キロ前後と言われているため、現在の射程二千五百キロのJL-1、八千キロのJL-2では、中国沿岸からでは、その射程内に収めることができないからである(金田秀昭先生の、二〇一二年二月二十九日の御教示による)。海南島の基地に隠した潜水艦を隠密裏に北西太平洋まで移動させる必要がある。
- 25 Daniel Schaefer, Why China Absolutely Needs the South China Sea for Itself Alone: A Pro-pective and Independent View from Outside, *The Third International Workshop-The South China Sea: Cooperation for Regional Security and Development*, Conference Paper, Hanoi, 4-5 November 2011, pp.1-15. 防衛省OBの中には、川村純彦海将のように、「この論者と同様の懸念を中国に対して示す人がいる。」『産経新聞』二〇一一年十二月十九日。
- 25 中国が、戦略潜水艦による第二撃力保持のために、南シナ海を必要とするのは、水深があるからである。中国側のデータでは、南シナ海の平均水深は一千二百二十メートルだが、東シナ海の平均水深は三百七十メートルしかない。原子力エンジンを止められない戦略潜水艦が、この浅さで敵の水上艦や潜水艦のソナーの探知から完全に逃れるのは難しい。孫文

心他『軍事海洋学引論』海軍出版社、二〇一二年  
二百九十八頁。

- 26 *New York Times* (電子版), 23 April 2010. Ian Storey, "China's Missteps in Southeast Asia: Less Charm, More Offensive" <[http://www.jamstown.org/single/?no\\_cache=1&tx\\_tnews%5Btt\\_news%5D=37294](http://www.jamstown.org/single/?no_cache=1&tx_tnews%5Btt_news%5D=37294)> 23 May 2012 accessed.
- 27 'Interview with Greg Sheridan of the Australian' <<http://www.state.gov/secretary/rm/2010/11/150671.htm>> 20 May 2012 accessed. 外交部長よりも地位の高く戴秉国国務委員の発言であることが見える。この時点では中国の政治指導部はこの考え方を支持していたものと思われる。
- 28 'What Really happened at the ARF?' <<http://cogitasia.com/what-really-happened-at-the-arf/>> 25 May 2012 accessed.
- 29 Ian Storey, op.cit., 'What Really happened at the ARF?', op.cit. ちなみに、ARF会合で、楊部長が核心的利益という言葉に言及したという報道は見当たらなかった。では、クリントン長官は何の前触れもなく一方的に航行の自由の問題を持ち出したのであろうか。若干不自然な印象がある。この経緯は不明であるが、消息筋によると、ARFの全体会合の前にリトリート形式の米中の二国間会合があり、この時に楊部長が何か言った可能性があるという。筆者の消息筋からの二〇一〇年十二月七日のヒアリングによる。
- 30 「楊潔篪外長駁斥南海問題上の歪曲論」二〇一〇・七月二十五日 <<http://www.fmprc.gov.cn/chn/gsxh/tyb/zxwx/t719371.htm>> 4 September 2012 accessed.
- 31 *Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea*, Phnom Penh, 4 November 2002.
- 32 『東南アジア月報』一九九九年四月号、百四十七頁。
- 33 一説によると、二〇〇五年に策定されたガイドラインの草稿は、二〇一一年七月に公開されるまで、少なくとも二十一回書き直されたという(二〇一一年十一月四日のニューサウスウェールズ大学のカーライル、セイヤー教授のハノイにおけるコメントによる)。
- 34 Guidelines for the Implementation of the DOC. <<http://www.asiansec.org/>> ASEAN事務局のホームページに掲載された、ガイドラインには日付が入っていないが、策定は二〇一一年七月二十二日である。
- 35 *Straits Times*, 24 July 2011.
- 36 中国とカンボジアの経済関係については、二〇一一年の中国の対カンボジア直接投資は十一億九千万米ドルで、アメリカの十倍であり、さらに中国は、二〇一二年四月の胡錦濤国家主席の訪問、同年六月の賀国強中央規律検査委員会書記の訪問で、総額三百九十億円の経済援助を行ったといわれる。筆者の、外交消息筋からの二〇一二年八月二日のヒアリング、及び以下の情報による。*Straits Times*, 16 July 2012. 鈴木博「中国、カンボジアの取り込みを狙って大規模援助を供与」<<http://thai-plusone.asia/column/bric20120614/>> 20 July 2012 accessed.
- 37 *Straits Times*, 10 July 2012. *Straits Times*, 14 July 2012.
- 38 筆者の一九九七年十月二十五日の、アメリカのイーストウエストセンター関係者からのヒアリングに46頁。
- 39 『亜州週刊』二〇一二年五月二十七日、二十一―二十五頁。'PetroVietnam protests Chinese company's bid' '1 oil bidding' <<http://www.mofa.gov.vn/en/nr040807104143/nr04080715001/ns120627230722/new...>> 3 July 2012 accessed. *Straits Times*, 14 July 2012. カンボジアセブン
- リビンの対立は収まらず、カンボジアは八月十日に駐比大使を召還した。*Philippine Daily Inquirer*, 10 August 2012 <<http://globablation.inquirer.net/46783/Cambodian-envoy-sent-home-over-west-philipp...>> 5 September 2012 accessed.
- 40 筆者の二〇一二年八月二日の日本政府関係者からのヒアリング、「楊潔篪外長簡述中方在南海問題上の立場」<<http://www.fmprc.gov.cn/chn/gsxh/tyb/zxwx/1950574.htm>> 25 July 2012 accessed. Philip Kurata, 'U.S. Urges ASEAN, China to Negotiate Rules to Resolve Disputes' <<http://ipdigital.usembassy.gov/st/English/article/2012/07/201207128936.htm>> 3 August 2012 accessed. 中国側が国連海洋法条約を持ち出したのは、国際法に従うように主張するアメリカ自身が、この条約を批准していない矛盾を突いたものである。
- 41 *Jakarta Post*, 16 & 23 July 2012. 『朝日新聞』二〇一二年七月十九日、これによって、ASEANの会議外交の特徴の⑥関係級リトリートを含む非公式協議が実施された。
- 42 *Statement of ASEAN Foreign Ministers on ASEAN's Six-Point Principles on South China Sea* <<http://www.mfaic.gov.kh/mofa/default.aspx?id=3206>> 21 July 2012 accessed.
- 43 『人民日報』二〇一二年七月二十六日、「中国和印尼政府間双边合作聯合委員会第二次會議聯合新聞稿」<<http://www.fmprc.gov.cn/chn/gsxh/tyb/zxwx/1959790.htm>> 6 September 2012 accessed. 『朝日新聞』二〇一二年八月十三日。
- 44 Carlyle A. Thayer, *Recent Developments in the South China Sea: Grounds for Cautious Optimism?* (RSIS Working Paper), S. Rajaratnam School of International Studies, Singapore, 14 December 2010, pp.1-33.

- 45 *Straits Times*, 4 November 2010, 『朝日新聞』 二〇一〇年十一月三十日。
- 46 Michael Wines, 'China Stages Naval Exercises', *New York Times*, 3 November 2010, Thayer, op.cit., p.8.
- 47 中国農業部『中国漁業年鑑二〇〇五』中国農業出版社、二〇〇五年、百四十三—百四十四頁。同『中国漁業年鑑二〇一〇』中国農業出版社、二〇一〇年、百二十四頁。
- 48 筆者の在マレーシアの外交消息筋からの、二〇一一年三月十四日のヒアリング、および『読売新聞』二〇一一年一月三日。
- 49 『毎日新聞』二〇一〇年七月二十七日。
- 50 *Bangkok Post* (電子版), 2 February 2011, 『朝雲新聞』(電子版) 二〇一一年二月十七日、『朝雲新聞』(電子版) 二〇一一年七月十四日。
- 51 'China and the Philippines: Implications of the Reed Bank Incident' <[http://www.jamstos.wn.org/single/?no\\_cache=1&tx\\_thnews%5Btt\\_news%5D=37902](http://www.jamstos.wn.org/single/?no_cache=1&tx_thnews%5Btt_news%5D=37902)> 7 September 2012 accessed.
- 52 Ramses Amer, 'China, Vietnam and the South China Sea Disputes: Assessing the Implications of the May-June 2011 Incidents', *The Third International Workshop-The South China Sea Cooperation for Regional Security and Development*, Conference Paper, Hanoi, 4-5 November 2011, pp.1-24, 'Norwegian Ship Near Vietnam Oil Field Harassed By Foreign Vessels' <<http://maritime-executive.com/article/Norwegian-ship-near-vietnam-oil-field-harassed...>> 8 September 2012 accessed. 最初に被害を受けたのは、トナム国営石油ガス・グループの Binh Minh 02 次の船は、トナムに備船されたノルウェー船籍の Viking II であった。
- 53 筆者の、トナム社会科学学院中国研究所関係者から、二〇一一年十二月二十一日のインタビューによる。
- 54 'Viet Nam protests China's acts against Fishermen' <[http://www.mofa.gov.vn/en/t\\_baoc\\_hi/pbhf/ns120301165106/newsitem\\_print\\_previ ew](http://www.mofa.gov.vn/en/t_baoc_hi/pbhf/ns120301165106/newsitem_print_previ ew)> 8 September 2012 accessed, 'China to Philippines: Quit Scarborough Shoal' <<http://globalnation.inquirer.net/33497/china-to-philippines-quit-scarborough-shoal>> 8 September 2012 accessed. なお、中比双方とも六月の台風でヌカーホロ海域から船艇を引き揚げさせたこと伝えられたが、中国の漁業監視船はなかなか去らず、中国漁船も七月に再び同海域に現れた。 *Philippine Daily Inquirer* (電子版), 20 July 2012.
- 55 'Remarks With Indonesian Foreign Minister Raden Mohammad Marty Muliana Natalegawa' <<http://www.state.gov/secretary/rm/2012/09/197279.htm>> 5 September 2012 accessed. 「胡錦濤会见美国国务卿克林顿」 <<http://www.fmprc.gov.cn/dm/gxb/lyb/zyxw/t966354.htm>> 5 September 2012 accessed, 『読売新聞』二〇一一年九月四日および九日、『朝日新聞』二〇一一年九月五日。
- 56 'Santiago: Philippines like a mosquito in the face of a dragon like China' <<http://globalhation.inquirer.net/44005/Santiago-philippines-like-a-mosquito-in-the-face...>> 13 July 2012 accessed.
- 57 トナム外交学院のダン・ディン・クイ所長(大使)の、二〇一一年十一月四日のハノイにおける第三回南シナ海紛争国際ワークショップの開会演説による。
- 58 'Opening remark by Amb. Dang Dinh Quy, President of the Diplomatic Academy of Vietnam' <<http://ngghienauubhndong.vn/en/conferences-and-seminars/-/the-third-international-wo...>> 8 September 2012 accessed, 佐藤考一「南シナ海紛争 長期的視点で解決支援を」『朝日新聞』二〇一一年一月十七日。
- 59 あまり有効なものは言いがたいが、中国は一九九五年にフィリピン、二〇一一年にトナムと二国間、初歩的な南シナ海の行動規範を締結している。 *Joint Statement on PRC-RP Consultations on the South China Sea and on Other Areas of Cooperation*, 9-10 August 1995, Noel M Novicio, *The South China Sea Dispute in the Philippine Foreign Policy*, IDSS Monograph, No.5, 2003, pp.82-85, *Vietnam-China Agreement on basic Principles Guiding the Settlement of Sea-related issues*, 11 October 2011 <<http://en.vietnamplus.vn/Utilites/PrintView.aspx?ID=21524>> 13 September 2012 accessed.
- 60 'Vietnam nominates deputy minister as ASEAN secretary general' <<http://www.thanhniennews.com/index/pages/20120810-vietnam-deputy-fn-nominate...>> 8 September 2012 accessed.
- 61 『産経新聞』二〇一二年八月一日。

謝辞：本稿の図1、図2は、北海道大学スラブ研究センターが『境界研究』誌(若下明裕教授編集)掲載の拙稿のために作成した図を、利用させて頂いた。また、研究報告の段階で、高木誠一郎先生から有益なコメントを頂いた。御厚意に感謝する。